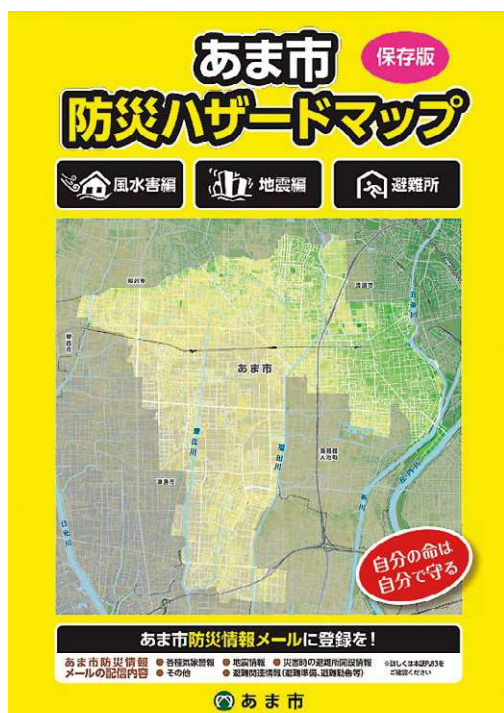


あま市防災ハザードマップをご活用ください！



水防法改正及び津波災害警戒区域の指定に伴い、既存のハザードマップを更新した「あま市防災ハザードマップ」を、令和3年2月に作成し、全世帯にお配りしました。

この「あま市防災ハザードマップ」は、災害の発生により想定される最大の被害範囲および被害程度、避難所などの情報を地図上に図示したもので、風水害編（洪水ハザードマップ）、地震編、その他の災害編から構成されています。

普段からの防災意識を高め、災害時の安全な避難行動や事前の備え等にご活用ください。

市公式ウェブサイトにも掲載しております。



問 危機管理課 ☎444・0862

もしものときあなたのお住まいは大丈夫ですか？

地震に備えて木造住宅の耐震化を！

昭和56年5月以前の旧耐震基準により建築された木造住宅は、耐震性が不足している可能性があり、大規模地震による倒壊等の被害が心配されます。

地震による木造住宅の倒壊を防止するため、まずは耐震診断を行いましょう。

木造住宅無料耐震診断

対象：昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、現在も居住しているもの

木造住宅耐震改修費補助金

対象：耐震診断の結果、耐震性が不足していた住宅の耐震改修工事

補助金：対象経費の8／10で120万円を限度

※詳細な条件がありますので、まずご相談ください。

空き家の適正管理を！

空き家の適正管理は所有者等の責務です

空き家の管理は持ち主である所有者等（所有者または管理者）の責務であり、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないようにしなければなりません。

空き家の適正な管理を怠ると、建物の老朽化による屋根・外壁の飛散や倒壊の危険性、不法侵入や放火など、安全、衛生、防犯、景観の面から様々な問題が発生します。

もしも、空家等を放置した結果、建物の倒壊や、物の落下などで近隣の建物や通行人に被害を与えた場合、持ち主に対する損害賠償請求など、責任を問われることがあります。



問 都市計画課 ☎441・7112